

真庭市地域防災計画
(風水害等対策編)

新旧対照表

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
1	20	-	第1 計画の目的及び基本理念 (略) また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、 高潮 、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。(略)	第1 計画の目的及び基本理念 (略) また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。(略)	表現の適正化
1	28	-	第2 計画の構成 真庭市地域防災計画は、真庭市の防災に関する基本計画で、「風水害等対策編」、「地震 津波 災害対策編」及び「原子力災害等対策編」をもって構成するものとし、防災基本計画、岡山県地域防災計画及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「岡山県水防計画」とも十分な調整を図っている。 (略)	第2 計画の構成 真庭市地域防災計画は、真庭市の防災に関する基本計画で、「風水害等対策編」、「地震災害対策編」及び「原子力災害等対策編」をもって構成するものとし、防災基本計画、岡山県地域防災計画及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「岡山県水防計画」とも十分な調整を図っている。 (略)	表現の適正化
2	18	-	第3 災害の想定 本計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業集中、過疎化による農地・山林の荒廃等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案した上で、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震 波 災害対策及び原子力災害等対策は別編とした。 (略)	第3 災害の想定 本計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業集中、過疎化による農地・山林の荒廃等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案した上で、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震災害対策及び原子力災害等対策は別編とした。 (略)	表現の適正化
4	22	-	3 自衛隊及び指定地方行政機関等 (略) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に かんが み 、自ら防災活動を実施するとともに、市及び消防機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。	3 自衛隊及び指定地方行政機関等 (略) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に 鑑み 、自ら防災活動を実施するとともに、市及び消防機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。	表現の適正化
8	7	-	(9) 炊飯 及び給水を行う。 (新設) (10)～(12) (略)	(9) 給食 及び給水を行う。 (10) 入浴支援を行う。 (11)～(13) (略)	表現の適正化 最近の防災に関する施策の進展を踏まえた修正
9	32	-	(6) 大阪管区気象台（岡山地方気象台） (5) 気象庁が発表した特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。	(6) 大阪管区気象台（岡山地方気象台） (5) 気象庁が発表した 気象に関する 特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。	表現の適正化
10	3	-	(8) 市町村が行う 避難指示等 の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。	(8) 市町村が行う 避難情報 の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。	表現の適正化
11	3	-	(新設)	(10) 中国四国地方環境事務所 (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。 (2) 家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 (3) 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。	組織の追加
11	13	-	(2) 西日本旅客鉄道株式会社（ 岡山支社 ）	(2) 西日本旅客鉄道株式会社（ 中国統括本部 ）	組織再編に伴う修正
11	28	-	(4) 株式会社 N T T ドコモ（岡山支店）、K D D I 株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課）	(4) 株式会社 N T T ドコモ（岡山支店）、K D D I 株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課））、 楽天モバイル株式会社	指定公共機関の追加に伴う修正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
12	6	-	(5) 日本赤十字社（岡山県支部） (略) (5) 義援金の募集等を行う。	(5) 日本赤十字社（岡山県支部） (略) (5) 義援金の受付等を行う。	表現の適正化
12	12	-	(7) 中国電力株式会社（岡山支社）、中国電力ネットワーク株式会社	(7) 中国電力ネットワーク株式会社	表現の適正化
12	19	-	(9) 西日本高速道路株式会社（中国支社）	(9) 西日本高速道路株式会社（中国統括本部）	組織再編に伴う修正
12	27	-	(1) 各民間放送会社（山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社）	(1) 各民間放送会社（ＲＳＫ山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社）	表現の適正化
19	2	-	1 災害情報 (略) また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。	1 災害情報 (略) また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。	防災基本計画の修正
19	28	-	1 効率的な救助・救急活動を行うため、職員の安全確保を図りつつ、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。	1 県・市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。	「多様化する救助事象に対応する救助体制のあり方に関する高度化検討会（救助人材育成）の中間とりまとめ」を踏まえた修正
20	33	-	1 市、県及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。	1 市、県及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。	表現の適正化
22	27	-	3 機動的な情報収集活動を行うため、道路の河川ライブカメラをはじめとする監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。	3 機動的な情報収集活動を行うため、道路の河川ライブカメラをはじめとする固定カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。	表現の適正化
23	9	-	(5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅牢な場所への設置等	(5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅牢な場所への設置等	表現の適正化
23	18	-	第3 防災関係機関相互の連携体制 1 (略) こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成する努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。 (略)	第3 防災関係機関相互の連携体制 1 (略) こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。 (略)	表現の適正化
25	9	-	13 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。	13 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。	「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」を踏まえた修正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
25	4	-	12 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。	12 市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。	表現の適正化
25	19	-	(新設)	15 市及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。	「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」を踏まえた修正
25	23	-	(新設)	16 市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し明確にしておくよう努める県との連携を図ることに努める。	死者、行方不明者の氏名等公表のための手続きの整理・明確化について追記
25	26	-	(新設)	17 市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。	防災基本計画の修正
27	19	-	(1) 山地治山事業等 (略) 市は関係機関と連携し、特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。 また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進する。	(1) 山地治山事業等 (略) 市は関係機関と連携し、特に、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。 また、水源涵養機能や土砂流出防止機能等が低下した保安林において、保育等の森林整備を推進する。	(7) と統合、表現の適正化
27	29	-	(4) 地すべり防止事業 市は関係機関と連携し、地すべりによる被害を防止、軽減するための排水工、杭打工等の防災工事を行う。	(4) 地すべり防止事業 市は関係機関と連携し、地下水の排除などにより地すべりが発生する要因を除去する抑制工と、直接的に地すべり土塊の動きを止める抑止工を組み合わせ、地すべりの安定を図る。	表現の適正化
28	4	-	(7) 防災工事の実施 治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。	(削除)	(1) と統合
28	31	-	1 方針 大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときは、市長は気象警報により警戒レベル 3 を発令の判断を行い、住民の自主避難を支援する。 (略)	1 方針 大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときは、市長は気象警報により警戒レベル 3 の発令の判断を行い、住民の自主避難を支援する。 (略)	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
29	5	-	2 主な実施機関 (略) 県(土木部) (略)	2 主な実施機関 (略) 県(土木部、 県民生活部、環境文化部、農林水産部、危機管理課) (略)	盛土による災害の防災対策の追加に伴う修正
29	28	-	(2)「土砂災害防止法」に基づく調査・指定等 イ 警戒区域等の指定 県は、基礎調査結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として指定する。 (略)	(2)「土砂災害防止法」に基づく調査・指定等 イ 警戒区域等の指定 県は、基礎調査結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域(以下 この節において 「警戒区域」という。)として指定する。 (略)	表現の適正化
30	13	-	ウ 警戒避難体制の整備等 (略) なお、警戒区域内に 防災上の配慮を要する者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める 。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。警戒区域の指定を受けた場合は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。基礎調査の結果、 土砂災害警戒区域 に相当することが判明した区域についても、 土砂災害警戒区域 の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。	ウ 警戒避難体制の整備等 (略) なお、警戒区域内の 要配慮者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める 。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。 警戒区域の指定を受けた場合は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。基礎調査の結果、 警戒区域 に相当することが判明した区域についても、 警戒区域 の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。	表現の適正化
30	22	-	(新設)	(3) 盛土による災害の防止対策 市及び県は、崩落の危険がある盛土を発見した場合は、 宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。	「盛土による災害の防止に関する検討会提言」を踏まえた修正 宅地造成及び特定盛土等規制法施行に伴う修正
31	18	-	(5) 移転対策 イ かけ地近接等危険住宅移転事業 県条例で建築を制限している区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。	(5) 移転対策 イ かけ地近接等危険住宅移転事業 真庭市かけ地近接等危険住宅移転事業費補助金により危険住宅の移転の促進を図る。	表現の適正化
31	28	-	2 主な実施機関 岡山地方気象台 県(土木部) 市(建設部)	2 主な実施機関 中国地方整備局(岡山河川事務所) 岡山地方気象台 県(土木部) 市(建設部) 水防管理者	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
33	2	-	(2) 河川改修事業等の実施 イ 河川改修 河積の拡大や河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸、水制等を施工するとともに、流域内の洪水調整施設により洪水調節を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。(略)	(2) 河川改修事業等の実施 イ 河川改修 河積の拡大や河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、護岸・しゅんせつ、水制等を施工するとともに、流域内の洪水調整施設により洪水調節を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。(略)	表現の適正化
33	28	-	1 方針 雨水出水による災害を未然防止し、被害の軽減を図るため、水位周知下水道について、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に当該下水道水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。	1 方針 雨水出水による災害を未然防止し、被害の軽減を図るため、水防法第14条の2第1項及び第2項に規定する排水施設について、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に当該排水施設の水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。	水防法の改正を踏まえた修正
33	32	-	2 主な実施期間 (略)	2 主な実施機関 (略)	表現の適正化
34	9	-	(1) 被害軽減を図るための措置 イ 雨水出水浸水想定区域の指定、公表等 市は、水位周知下水道について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。	(1) 被害軽減を図るための措置 イ 雨水出水浸水想定区域の指定、公表等 市は、水防法第14条の2第1項及び第2項に規定する排水施設について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。	水防法の改正を踏まえた修正
35	30	-	(3) 土砂災害防止法の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、第3節砂防対策に定めるところによる。	(3) 土砂災害防止法の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、「第3節土砂災害防止対策」に定めるところによる。	表現の適正化
36	3	-	1 方針 都市区域における災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した、都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。 (略)	1 方針 都市計画区域における災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した、都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。 (略)	表現の適正化
37	8	-	(3) 都市防災対策の推進 イ 宅地造成等の規制 宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれが著しい区域については、県が宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。	(3) 都市防災対策の推進 イ 宅地造成等の規制 宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれが著しい区域については、県が宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。	表現の適正化
37	22	-	(4) 防災建築物の整備促進 都市区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。	(4) 防災建築物の整備促進 都市計画区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。	表現の適正化
38	21	-	(1) 地下水汲上げの規制 市は、県等の関係機関と連携し、地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれのある区域又は他の区域の地盤の沈下に影響を及ぼし、若しくは汲ばずおそれがある区域を揚水規制区域として指定し、地下水汲上げの規制を実施する。	(1) 地下水汲上げの規制 市は、県等の関係機関と連携し、地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれのある区域又は他の区域の地盤の沈下に影響を及ぼし、若しくは汲ばずおそれがある区域を揚水規制区域として指定し、地下水汲上げの規制を実施する。	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
39	19	-	(2) 防災上必要な教育の実施 (略) また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。 (略)	(2) 防災上必要な教育の実施 (略) また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。 さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。 (略)	表現の適正化 「令和３年７月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について（報告）」及び「第３次学校安全の推進に関する計画」を踏まえた修正
44	23	-	(2) 警報伝達の徹底 イ 市、県及び消防機関は、気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の 発 する乾燥注意報及び火災気象通報を受け受したときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。	(2) 警報伝達の徹底 イ 市、県及び消防機関は、気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の 発表 する乾燥注意報及び火災気象通報を受け受したときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。	表現の適正化
45	20	-	2 主な実施機関 (略) 県（消防保安課、 保健福祉部) (略)	2 主な実施機関 (略) 県（消防保安課、 保健医療部) (略)	組織改正
46	29	-	2 主な実施機関 高压ガス施設等の所有者、管理者、占有者高压ガス輸送事業者 (略)	2 主な実施機関 高压ガス施設等の所有者、管理者、占有者、 高压ガス輸送事業者 (略)	表現の適正化
52	18	-	(3) 水害対応訓練 出水期を前に、風水害等災害への対応能力の向上を図るため、県・防災関係機関等と連携し、役割に応じた適時適切な対策訓練の実施する。(略)	(3) 水害対応訓練 出水期を前に、風水害等災害への対応能力の向上を図るため、県・防災関係機関等と連携し、役割に応じた適時適切な対策訓練 を 実施する。(略)	表現の適正化
54	16	-	(1) 防災教育 ア 住民に対する防災教育 (ア) (略) また、Webサイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、 障害 のある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。	(1) 防災教育 ア 住民に対する防災教育 (ア) (略) また、Webサイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、 障がい のある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。	表現の適正化
56	35	-	(3) ボランティア活動のための環境整備 ア 市は、災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時 より 市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。	(3) 防災 ボランティア活動のための環境整備 ア 市は、災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時 から 市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。	表現の適正化
57	2	-	イ 市及び県は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。	イ 市及び県は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、 災害中間支援組織 、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平常時を含めた連携体制の構築や、 防災 ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。	表現の適正化
57	6	-	ウ 市及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。	ウ 市及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、 ボランティア活動や避難所運営等に関する 研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。	「防災教育・周知啓発ワーキンググループ災害ボランティアチーム提言」を踏まえた修正 表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
57	10	-	エ 市及び県は、社会福祉協議会、 N P O 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。	エ 市及び県は、社会福祉協議会、 災害中間支援組織 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、 防災ボランティア活動の環境整備に努める。	表現の適正化
57	14	-	(新設)	オ 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。	防災基本計画の修正
63	18	-	2 実施責任者 県（危機管理課、 保健福祉部 、県民生活部） (略)	2 実施責任者 県（危機管理課、 子ども・福祉部 、県民生活部） (略)	組織改正
63	29	-	(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等 ア (略) (オ) 視覚・聴覚に 障害 のある人への適切な情報提供の必要性	(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等 ア (略) (オ) 視覚・聴覚に 障がい のある人への適切な情報提供の必要性	表現の適正化
63	33	-	イ 要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、市役所はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、 障害 のある人の団体等とのつながりを保つよう努力するものとする。 (略)	イ 要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、市役所はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、 障がい のある人の団体等とのつながりを保つよう努力するものとする。 (略)	表現の適正化
64	15	-	(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等 ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（私の避難プラン）の作成 (略) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画（私の避難プラン）を作成するよう努める。 (略) (新設) (略) また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 (略)	(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等 ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（私の避難プラン）の作成 (略) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、 N P O 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画（私の避難プラン）を作成するよう努める。 この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。 (略) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。 (略) また、 個別避難計画の実効性を確保する観点等から 、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。(略)	防災基本計画の修正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
65	31	-	(2) 福祉避難所の確保 市は、平常時から一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。 その際、市は、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。(略) (福祉避難所の施設整備の例) ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化 (略)	(2) 福祉避難所の確保 市は、平常時から一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。 その際、市は、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障がい者支援施設などと連携し、障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。(略) (福祉避難所の施設整備の例) ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障がい者用トイレの設置など施設のバリアフリー化 (略)	表現の適正化
66	23	-	(3) 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備 市は、福祉関係課、自主防災組織、自治会、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難個別計画の整備に努める。 また、市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。	(3) 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備 市は、福祉関係課、自主防災組織、自治会、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難個別計画の整備に努める。 また、市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。	表現の適正化
66	33	-	(4) 防災知識の普及 イ 市は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。 (略)	(4) 防災知識の普及 イ 市は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障がい者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。 (略)	表現の適正化
69	6	-	1 調査研究体制の確立 (略) これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携にの下に、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。 (略)	1 調査研究体制の確立 (略) これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携の下に地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。 (略)	表現の適正化
70	28	-	市及び県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。	1 市及び県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。	番号の追加
70	30	-	(新設)	2 市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。	防災基本計画の修正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
71	8	-	3 市及び県は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Ｌアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。 また、 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。	3 市及び県は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Ｌアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。 4 市及び県は、 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。	表現の適正化
71	13	-	（新設） 4～8（略）	5 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。 6～10（略）	防災基本計画の修正番号の繰り下げ
73	14	表	第2 防災体制の概要 警戒体制（2号） ② 真庭市内の雨量観測地点で1時間雨量が 50ミリ 以上観測されたとき	第2 防災体制の概要 警戒体制（2号） ② 真庭市内の雨量観測地点で1時間雨量が 50mm 以上観測されたとき	表現の適正化
74	0	表	特別警戒体制（3号）設置 ② 市内の雨量観測地点で1時間雨量が 100ミリ 以上観測されたとき	特別警戒体制（3号）設置 ② 市内の雨量観測地点で1時間雨量が 100mm 以上観測されたとき	表現の適正化
74	0	表	特別警戒体制（3号）廃止 ② 大規模な災害が発生して災害対策本部の設置が必要となったときは、特別警戒本部を解消して、非常体制の配備に移行する	特別警戒体制（3号）廃止 ③ 大規模な災害が発生して災害対策本部の設置が必要となったときは、特別警戒本部を解消して、非常体制の配備に移行する	表現の適正化
74	0	表	非常体制（4号）設置 ② 旭川（勝山・落合）、備中川（下方）にある水位観測所において、氾濫危険水位を超え洪水が生じ、さらに 80mm/時 以上の降雨量が予想されるとき。 ③ 市内で災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。 ④ 大規模事故等が発生し、市長が必要と認めたとき。	非常体制（4号）設置 ② 旭川（勝山・落合）、備中川（下方）にある水位観測所において、氾濫危険水位を超え洪水が生じ、さらに 1時間雨量で80mm 以上の降雨量が予想されるとき ③ 市内で災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき ④ 大規模事故等が発生し、市長が必要と認めたとき	表現の適正化
74	2	表	注意体制（1号）配置内容 ③ 各振興局については、防災関係課の職員をもって連絡調整にあたる	注意体制（1号）配置内容 ③ 各振興局 等 については、防災関係課の職員をもって連絡調整にあたる	表現の適正化
75	9	-	1 災害対策本部の連絡先 岡山県河川事務所 中国電力津山営業所 0120-4120254	1 災害対策本部の連絡先 岡山河川事務所 中国電力ネットワーク(株)津山ネットワークセンター 0120-410-774	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
76	2	図	2 災害対策本部の組織 本部員 危機管理監 総合政策部長 総務部長 生活環境部長 健康福祉部長 産業観光部長 建設部長 議会事務局長 教育次長 会計管理者	2 災害対策本部の組織 本部員 危機管理監 総合政策部長 政策推進監 総務部長 生活環境部長 健康福祉部長 産業観光部長 林業政策統括監 建設部長 まちづくり推進監 議会事務局長 教育次長 会計管理者	組織の改編
77	2	-	3 本部会議 (略) 現地災害対策本部（振興局）は、現地災害対策本部長の指示にもとづいて、現地災害対策本部会議を開催し、所管区域内の一次情報の入手に努める。	3 本部会議 (略) 現地災害対策本部（振興局等）は、現地災害対策本部長の指示にもとづいて、現地災害対策本部会議を開催し、所管区域内の一次情報の入手に努める。	表現の適正化
77	13	-	(2) 本部会議の協議事項 (略) イ 振興局の一次被害情報の収集、被害調査に関すること。 (略) コ 避難勧告、指示及び避難誘導に関すること。 (略) シ 振興局への応援職員の派遣に関すること。 ス 振興局への物資供給の手配及び緊急輸送路の確保に関すること。 (略)	(2) 本部会議の協議事項 (略) イ 振興局等の一次被害情報の収集、被害調査に関すること。 (略) コ 避難指示及び避難誘導に関すること。 (略) シ 振興局等への応援職員の派遣に関すること。 ス 振興局等への物資供給の手配及び緊急輸送路の確保に関すること。 (略)	表現の適正化
77	33	-	1 現地災害対策本部の設置及び本部長の指名 市長は、災害対策本部と被災現場が遠く離れている場合を想定し、振興局に現地災害対策本部を設置し、振興局長を現地災害対策本部長に指名する。	1 現地災害対策本部の設置及び本部長の指名 市長は、災害対策本部と被災現場が遠く離れている場合を想定し、振興局等に現地災害対策本部を設置し、振興局長等を現地災害対策本部長に指名する。	表現の適正化
79	1	-	(1) 勤務場所への参集 (略) 本部長から現地災害対策本部設置の発令を受けた振興局長は、直ちに総務対策班長（地域振興課長）に班員全員の勤務場所への参集を指示する。(略)	(1) 勤務場所への参集 (略) 本部長から現地災害対策本部設置の発令を受けた振興局長等は、直ちに総務対策班長（地域振興課長）に班員全員の勤務場所への参集を指示する。(略)	表現の適正化
80	5	-	1 方針 災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象官署等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。	1 方針 災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象台等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。	表現の適正化

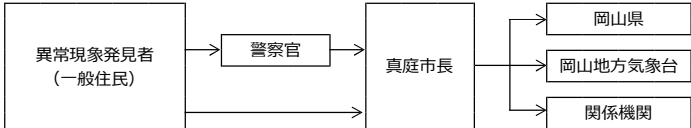
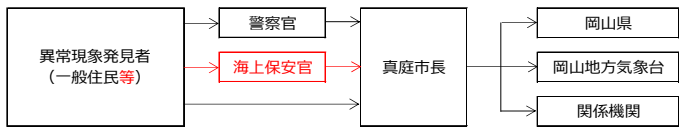
頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
80	27	-	(1) 予報及び警報等の対象区域並びに種別 イ 気象に関する予報及び警報等の種別 (ア) 気象注意報 強風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を呼びかけるため、発表するものである。 (略)	(1) 予報及び警報等の対象区域並びに種別 イ 気象に関する予報及び警報等の種別 (ア) 気象注意報 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報。 (略)	表現の適正化
80	31	-	(イ) 気象警報 暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるため、発表するものである。 大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	(イ) 気象警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警戒して行う予報。 大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	表現の適正化
81	3	-	(ウ) 特別警報 暴風、大雨、高潮、波浪等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、岡山地方気象台が最大限の警戒を呼びかけるため、発表するものである。 大雨特別警報は災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	(ウ) 特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大いときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報。 大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	表現の適正化
81	8	-	(エ) 気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の内容を補完して、現象の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。（略）	(エ) 気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。（略）	表現の適正化
81	12	-	(オ) 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。	(オ) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	表現の適正化
81	19	-	(カ) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。	(カ) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。	表現の適正化
82	1	-	(キ) 大雨・洪水警報の危険度分布等	(キ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																
82	1	表	<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr><tr><td>大雨警報（浸水害）の危険度分布</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr><tr><td>洪水警報の危険度分布</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr></table>	種 類	概 要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr><tr><td>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr></table>	種 類	概 要	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	表の差し替え
種 類	概 要																				
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																				
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																				
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																				
種 類	概 要																				
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																				
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。																				
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																				
83	1	表	<table><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</td></tr></table>	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。	<table><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</td></tr></table>	流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。	表現の適正化												
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。																				
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。																				
83	5	-	(ク) 早期注意情報（警報級の可能性） （略）大雨に関して、 明日までの期間 に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	(ク) 早期注意情報（警報級の可能性） （略）大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	表現の適正化																

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
83	8	-	(2) 洪水予報 水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、国土交通大臣又は知事が定めた「洪水予報河川」において、洪水のおそれがあると認められるときは、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は備前県民局と岡山地方気象台が共同して発表するものである。（略）	(2) 洪水予報 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。洪水のおそれがあると認められるときは、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は備前県民局と岡山地方気象台が共同して発表するものである。（略）	表現の適正化
83	13	-	(3) 土砂災害警戒情報 気象業務法（昭和27年法律第165号）及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)並びに土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、岡山県と岡山地方気象台が嚴重な警戒呼びかけの必要性を協議の上、共同で発表するものである。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。なお、この土砂災害警戒情報の発表単位は市町村単位である。	(3) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山県と岡山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	表現の適正化
84	4	-	(7) 火災気象通報 消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するものである。	(7) 火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岡山地方気象台が岡山県知事に対して通報し、岡山県を通じて市町村や消防本部に伝達される。	表現の適正化
85	1	-	(1) 通信連絡系統の整備 [災害情報相互連絡関連図]	(1) 通信連絡系統の整備 [災害情報相互連絡関連図]	線種の統一

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
86	11	-	(3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用 ア 非常通信 (ア) 非常通信の通信内容 Ⅰ 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。	(3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用 ア 非常通信 (ア) 非常通信の通信内容 Ⅰ 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。	表現の適正化
86	15	-	(イ) 非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する	(イ) 非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。	表現の適正化
86	26	表	(オ) 移動通信機器及び移動電源車の貸与 〔総務省が所有する災害対策用機器等〕 移動電源車 車両貸与：無料	(オ) 移動通信機器及び移動電源車の貸与 〔総務省が所有する災害対策用機器等〕 移動電源車 車両貸与：無償	表現の適正化
87	6	-	イ 放送の依頼 (略) なお、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令・解除については岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約に基づき依頼するものとする。	イ 放送の依頼 (略) なお、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令・解除については岡山県避難情報伝達連絡会規約に基づき依頼するものとする。	表現の適正化
87	17	-	3 実施内容 (新設)	3 実施内容 国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 また、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。	表現の適正化
87	29	-	(1) 情報収集 イ (略) 市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図る。	(1) 情報収集 イ (略) 市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関への共有を図る。	用語の定義を追記
88	2	-	(2) 一時被害情報の収集 振興局長は、非常体制（4号）が発令されたとき、速やかに所管区域内の災害発生状況、被害状況、地域住民の安否確認などの一次被害情報の収集に努める。 (略) 報告は、各種通信機器及び岡山県防災情報システムにて行う。（略）	(2) 一時被害情報の収集 振興局長等は、非常体制（4号）が発令されたとき、速やかに所管区域内の災害発生状況、被害状況、地域住民の安否確認などの一次被害情報の収集に努める。 (略) 報告は、各種通信機器及び岡山県総合防災情報システムにて行う。（略）	表現の適正化
88	20	-	(3) 予警報等の受入、伝達 ア 勤務時間内の受入、伝達 国、県等の各機関からの各種予警報、情報は、危機管理課（本部設置時は危機管理班）が受け、関係課、振興局、関係団体等に連絡するとともに、庁内放送等により、全職員に周知させる。	(3) 予警報等の受入、伝達 ア 勤務時間内の受入、伝達 国、県等の各機関からの各種予警報、情報は、危機管理課（本部設置時は危機管理班）が受け、関係課、振興局等、関係団体等に連絡するとともに、庁内放送等により、全職員に周知させる。	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
88	23	-	イ 勤務時間外の受入、伝達 (略) 警戒本部設置基準に該当する場合には危機管理課は、直ちに危機管理監及び振興局に連絡する。(略)	イ 勤務時間外の受入、伝達 (略) 警戒本部設置基準に該当する場合には危機管理課は、直ちに危機管理監及び振興局等に連絡する。(略)	表現の適正化
88	26	-	ウ 一般市民への通報 市民に対する通報については、振興局を通じ、消防団、自主防災組織、自治会、認定こども園、幼稚園、保育園、小・中学校、関係団体に連絡し、周知を図るとともに、音声告知放送、ＣＡＴＶ、防災行政無線、広報車等により、できるだけ多くの手段を用いて周知を図る。	ウ 一般市民への通報 市民に対する通報については、振興局等を通じ、消防団、自主防災組織、自治会、認定こども園、幼稚園、保育園、小・中学校、関係団体に連絡し、周知を図るとともに、音声告知放送、ＣＡＴＶ、防災行政無線、広報車等により、できるだけ多くの手段を用いて周知を図る。	表現の適正化
88	34	-	(4) 災害情報の収集 ア 情報連絡員の配置 (ア) 現地における災害の状況等を把握するため、本市を振興局単位に区分し、それぞれの振興局の地区に複数の情報連絡員を配置する。	(4) 災害情報の収集 ア 情報連絡員の配置 (ア) 現地における災害の状況等を把握するため、本市を振興局等単位に区分し、それぞれの振興局等の地区に複数の情報連絡員を配置する。	表現の適正化
89	3	-	(ウ) 情報連絡員は、災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、若しくは注意体制下において地区内の危険か所の状況把握を行うとともに、随時巡回を行うなどして、地区内の災害の状況の推移に注意し、消防団員等との連絡を密にし情報を収集する。	(ウ) 情報連絡員は、災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、若しくは注意体制下において地区内の危険箇所 ^ハ の状況把握を行うとともに、随時巡回を行うなどして、地区内の災害の状況の推移に注意し、消防団員等との連絡を密にして ^ニ 情報を収集する。	表現の適正化
89	10	-	イ 消防団 (イ) 災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、若しくは警戒体制下においては、地区内の危険か所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。	イ 消防団 (イ) 災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、若しくは警戒体制下においては、地区内の危険箇所 ^ハ を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。	表現の適正化
89	28	-	(6) 情報の収集・伝達系統 イ 関係機関への連絡 (ア) 発災直後において、市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから、岡山県総合防災情報システムを通じて直ちに県へ連絡する。(略)	(6) 情報の収集・伝達系統 イ 関係機関への連絡 県への災害報告は、岡山県災害報告規則（以下、この節において「規則」という。）に定めるもののほか、本計画により実施する。 (ア) 発災直後において、市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから、電話、岡山県総合防災情報システム、電子メール等を通じて直ちに県へ連絡する。(略)	表現の適正化
90	6	-	(新設)	(イ) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。	「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」を踏まえた修正
90	8	-	(イ) (略)	(ウ) (略)	表現の適正化
90	12	-	【消防庁連絡先】 消防防災無線 F A X (6-72-90-)4903 (略) 県への災害報告は、岡山県災害報告規則（以下、この節において「規則」という。）に定めるもののほか、本計画により実施する。	(エ) 消防庁を窓口とする連絡先は次による。 【消防庁連絡先】 消防防災無線 F A X (6-72-90-)49033 (略)	表現の適正化
90	14	-	(新設)	(オ) 消防本部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。	表現の適正化

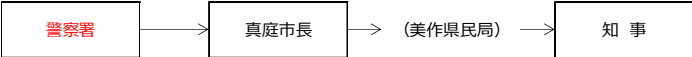
頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
90	16	-	(新設)	(カ) 応急対策活動状況について市町村は、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。	表現の適正化
90	18	-	ア 報告の種類	ウ 報告の種類	表現の適正化
91	6	-	イ 報告の実施 (ア) (略) なお、市から県民局を経由することを原則とするが、被害の状況により緊急を要すると判断した場合に__は、直ちに県本部に連絡する。	エ 報告の実施 (ア) (略) なお、市から県民局を経由することを原則とするが、被害の状況により緊急を要すると判断した場合には、直ちに県本部に連絡する。	表現の適正化
91	18	-	ウ 報告の系統 (ア) 災害発生状況等 被害、市本部の設置及び応急対策（全般）の概況 市長→県民局→県（危機管理課）	オ 報告の系統 (ア) 災害発生状況等 被害、市本部の設置及び応急対策（全般）の概況 市長→県民局地域づくり推進課→県（危機管理課）	表現の適正化
91	25	-	(イ) 人的被害・住家被害等 市長→県民局健康福祉部→県（保健福祉課→危機管理課）	(イ) 人的被害・住家被害等 市長→県民局健康福祉部→県（保健医療課→危機管理課）	表現の適正化 組織改正
92	2	-	(ウ) 公共施設被害 ⑥ 水道施設被害 市長→県民局健康福祉部→県（生活衛生課→保健福祉課→危機管理課）	(ウ) 公共施設被害 ⑥ 水道施設被害 市長→県民局健康福祉部→県（生活衛生課→保健医療課→危機管理課）	組織改正
93	1	図	(2) 異常気象時の通報 	(2) 異常気象時の通報 	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
93	7	図	(3) 気象注意報・警報等の伝達 ウ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。 (ア) 気象情報・警報等の伝達系統	(3) 気象注意報・警報等の伝達 ウ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。 (ア) 気象情報・警報等の伝達系統	伝達系統の変更 組織体制見直しに伴う修正
93	8	-	(注) 1 実線は法に基づく伝達系統を示し、点線は、申合せ等に基づく伝達系を示す。 2 []内は、通知方法を示す。〔防〕防災情報提供システム〔オ〕オンライン、〔県防〕岡山県防災情報ネットワーク	(注) 1 NTT西日本は、警報及び警報の解除のみ伝達する。 2 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。 3 陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く。）のみを伝達する。 4 NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。	組織体制見直しに伴う修正 伝達系等の変更 表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
94	6	-	(ウ) 土砂災害警戒情報の伝達系統	(イ) 土砂災害警戒情報の伝達系統	組織体制見直しに伴う修正
94	9	-	(工) 水防警報の伝達系統 a 国土交通大臣の発する水防	(ウ) 水防警報の伝達系統 a 国土交通大臣の発する水防	組織体制見直しに伴う修正 表現の適正化
95	1	図	b 知事の発する水防警報	b 知事の発する水防警報	組織体制見直しに伴う修正 表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
95	3	図	c 知事の発する水位情報の通知および周知（避難判断水位）	c 知事の発する水位情報の通知および周知（避難判断水位）	表現の適正化
95	5	図	d 知事の発する水位情報の通知および周知（氾濫危険水位）	d 知事の発する水位情報の通知および周知（氾濫危険水位）	組織体制見直しに伴う修正 表現の適正化
96	1	-	(才) 火災気象通報の伝達系統	(工) 火災気象通報の伝達系統	表現の適正化
96	3	-	(力) 火災警報の伝達系統	(オ) 火災警報の伝達系統	番号の繰り下げ 表現の適正化
98	16	-	(5) 外国人向けの情報提供 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害発生維持に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。	(5) 外国人向けの情報提供 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。	表現の適正化
99	1	-	第4章 罹災者の救助保護	第4章 り災者の救助保護	表現の適正化
99	2	-	第1節 災害救助法の適用	第1節 災害救助法の適用・運用	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
99	8	-	2 実施責任者 (略) 知事 (保健福祉部)	2 実施責任者 (略) 知事 (危機管理課、子ども・福祉部)	担当課の追加、組織改正
100	9	-	(3) 適用基準 イ 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市内の滅失世帯数がアに定める数の2分の1以上である場合。	(3) 適用基準 イ 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数がアに定める数の2分の1以上である場合。	表現の適正化
100	16	-	(3) 適用基準 (新設)	(3) 適用基準 カ 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項 (同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。) の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。	災害救助法の改正
101	15	-	1 方針 (略) 特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行う事が重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。 (略)	1 方針 (略) 特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行う事が重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。 (略)	表現の適正化
102	2	-	(2) 指定避難所の設置 イ 主な関係機関 県 (保健福祉部)	(2) 指定避難所の設置 イ 主な関係機関 県 (危機管理課、保健医療部、子ども・福祉部)	担当課の追加、組織改正
102	9	-	(ア) 指示等 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。 (略)	(ア) 指示等 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。 (略)	「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について (報告)」を踏まえた修正
102	22	図	イ 水防管理者 (水防法第29条) (イ) 通知 (真庭市) 水防管理者 → 真庭警察署長	イ 水防管理者 (水防法第29条) (イ) 通知 水防管理者 (真庭市長) → 真庭警察署長	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
103	9	図	エ 警察官 (ウ) 報告・通知 (ア) の場合の報告  <pre> graph LR A[警察署] --> B["(美作県民局)"] B --> C[公安委員会] </pre>	エ 警察官 (ウ) 報告・通知 (ア) の場合の報告  <pre> graph LR A[真庭警察署] --> C[公安委員会] </pre>	表現の適正化
103	12	図	(イ) の場合の通知  <pre> graph LR A[警察署] --> B[真庭市長] B -- "(美作県民局)" --> C[知事] </pre>	(イ) の場合の通知  <pre> graph LR A[真庭警察署] --> B[真庭市長] B -- "(美作県民局)" --> C[知事] </pre>	表現の適正化
103	16	-	オ 避難情報の判断・伝達マニュアルの整備 「高齢者等避難」を位置づけるほか、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難情報の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難情報の判断・伝達マニュアルの整備する。(略)	オ 避難情報の判断・伝達マニュアルの整備 「高齢者等避難」を位置づけるほか、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難情報の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難情報の判断・伝達マニュアルを整備する。(略)	表現の適正化
103	21	-	(土砂災害に関する事項) (略) また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。	(土砂災害に関する事項) (略) また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、大雨キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。	表現の適正化
103	29	-	(洪水に関する事項) (略) それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。(略)	(洪水に関する事項) (略) それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。(略)	表現の適正化
105	5	-	(5) 避難誘導及び移送 ア 避難誘導 (略) 誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障害のある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。	(5) 避難誘導及び移送 ア 避難誘導 (略) 誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障がいのある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。	表現の適正化
105	9	-	イ 住民への避難誘導体制 (略) その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水など同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 (略)	イ 住民への避難誘導体制 (略) その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 (略)	表現の適正化
105	18	-	ウ 避難の受入及び情報提供 (略) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導指標を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。	ウ 避難の受入及び情報提供 (略) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
105	27	-	(略) なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の <u>誓い</u> の促進を図るよう努める。	(略) なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の <u>理解</u> の促進を図るよう努める。	表現の適正化
106	5	-	(略) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理、水防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。(略)	(略) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理 <u>者</u> 、水防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。(略)	表現の適正化
106	14	-	(略) 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達 <u>分</u> の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。 (略)	(略) 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達 <u>文</u> の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。 (略)	表現の適正化
107	1	-	(6) 指定避難所の設置 ア 指定避難所等の指定 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るためのに必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 (略) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な <u>障害</u> のある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。(略)	(6) 指定避難所の設置 ア 指定避難所等の指定 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 (略) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な <u>障がい</u> のある人、 <u>医療的ケアを必要とする者</u> 等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。 <u>特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u> (略)	「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を踏まえた修正 防災基本計画の修正 表現の適正化
108	19	-	イ 指定避難所の施設設備の整備 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。 (略)	イ 指定避難所の施設設備の整備 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、 <u>ガス設備</u> 、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。 <u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u> (略)	「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正 防災基本計画の修正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
108	34	-	ウ 指定避難所としての適当な施設 指定避難所として適当な施設は、公立学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握、確認しておく。	ウ 指定避難所としての適当な施設 指定避難所として適当な施設は、公立学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握、確認しておく。	表現の適正化
109	4	-	エ 指定避難所の開設 (略) 市は、災害の規模に かんがみ 、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。(略)	エ 指定避難所の開設 (略) 市は、災害の規模に 鑑み 、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。(略)	表現の適正化
110	28	-	(7) 指定避難所の運営管理 キ 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上を支援する。	(7) 指定避難所の運営管理 キ 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した N P O・ボランティア等の外部支援者等 の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上を支援する。 この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。	「防災教育・周知啓発ワーキンググループ災害ボランティアチーム提言」を踏まえた修正 防災基本計画の修正
111	4	-	(7) 指定避難所の運営管理 ク (略) また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。	(7) 指定避難所の運営管理 ク (略) また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、 N P O・ボランティア等 との定期的な情報交換や、 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成 に努める。	表現の適正化 「防災教育・周知啓発ワーキンググループ災害ボランティアチーム提言」を踏まえた修正 防災基本計画の修正
111	22	-	ス 市及び県は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に かんがみ 、必要に応じ、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。	ス 市及び県は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に 鑑み 、必要に応じ、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。	表現の適正化
111	28	-	ソ 市及び県は、災害の規模等に かんがみ 、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び や 空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努める。	ソ 市及び県は、災害の規模等に 鑑み 、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努める。	表現の適正化
111	34	-	タ (略) さらに、民生委員・児童委員、介護保険事業者、 障害 福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。	タ (略) さらに、民生委員・児童委員、介護保険事業者、 障がい 福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
112	23	-	(1) 市は、災害の予測規模、避難者数等に かんがみ 、市区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。	(1) 市は、災害の予測規模、避難者数等に 鑑み 、市区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。	表現の適正化
113	2	-	(1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に かんがみ 、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。	(1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に 鑑み 、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。	表現の適正化
113	23	-	2 実施責任者等 イ 主な関係機関 県（危機管理課、消防保安課、 保健福祉部 ） （略）	2 実施責任者等 イ 主な関係機関 県（危機管理課、消防保安課、 保健医療部、子ども・福祉部 ） （略）	組織改正
114	1	-	(3) 県は、市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員 び 資機材について応援を要請する。	(3) 県は、市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員 及び 資機材について応援を要請する。	表現の適正化
114	11	-	1 方針 （略）なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、食物アレルギー対策にも十分配慮する。	1 方針 （略）なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、 在宅 、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、食物アレルギー対策にも十分配慮する。 また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。	表現の適正化 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」を踏まえた修正
114	21	-	(1) 食料の応急供給 イ 主な関係機関 県（ 保健福祉部 、農林水産部、産業労働部）	(1) 食料の応急供給 イ 主な関係機関 県（ 保健医療部、子ども・福祉部 、農林水産部、産業労働部）	組織改正
114	27	-	(2) 炊き出しその他による食料の給与 イ 主な関係機関 県（ 保健福祉部 、農林水産部、産業労働部）	(2) 炊き出しその他による食料の給与 イ 主な関係機関 県（ 保健医療部、子ども・福祉部 、農林水産部、産業労働部）	組織改正
115	5	-	(1) 食料の応急供給 イ 市はアによる方法で米穀を確保することが困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号、総合食料局長通知）」に基づき、 農林水産省政策統括官 に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受けることができる。	(1) 食料の応急供給 イ 市はアによる方法で米穀を確保することが困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号、総合食料局長通知）」に基づき、 農林水産省農産局長 に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受けることができる。	表現の適正化
116	18	-	2 実施責任者等 イ 主な関係機関 （略） 県（ 保健福祉部 ）	2 実施責任者等 イ 主な関係機関 （略） 県（ 保健医療部、子ども・福祉部 ）	組織改正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
117	14	-	2 実施責任者等 イ 主な関係機関 県（危機管理課、 保健福祉部 、産業労働部）	2 実施責任者等 イ 主な関係機関 県（危機管理課、 子ども・福祉部 、産業労働部）	組織改正
118	11	-	2 実施責任者等 イ 主な関係機関 県（ 保健福祉部 ）	2 実施責任者等 イ 主な関係機関 県（ 保健医療部 、 子ども・福祉部 ）	組織改正
118	21	-	(1) 医療 ア （略） さらに、災害急性期にDMA Tの出動を要請した場合及びDPATの受入れ・派遣を決定した場合等において、県災害保健医療調整本部の下に、DMA T及びDPATを必要に応じて設置し、DMA T及びDPAT活動の調整を行う。	(1) 医療 ア （略） さらに、災害急性期にDMA Tの出動を要請した場合及びDPATの受入れ・派遣を決定した場合等において、県災害保健医療 福祉 調整本部の下に、DMA T及びDPATを必要に応じて設置し、DMA T及びDPAT活動の調整を行う。	調整本部の改組
119	16	-	2 実施責任者等 イ 主な関係機関 県（ 保健福祉部 、環境文化部）	2 実施責任者等 イ 主な関係機関 県（環境文化部、 保健医療部 、 子ども・福祉部 ）	組織改正
119	31	-	(3) 遺体の検視、処理 ウ 市は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する (略)	(3) 遺体の検視、処理 ウ 市は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。 (略)	表現の適正化
120	22	-	(1) 防疫 知事（ 保健福祉部 ）	(1) 防疫 知事（ 保健医療部 ）	組織改正
120	25	-	(2) 食品衛生監視、栄養指導 知事（ 保健福祉部 ）	(2) 食品衛生監視、栄養指導 知事（ 保健医療部 、 子ども・福祉部 ）	組織改正、担当部局の追加
122	2	-	(7) 公衆衛生活動 県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、市の要請等に応じて、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣して、被災者の生活環境や要配慮者の状況等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。	(7) 公衆衛生活動 県は、県災害保健医療 福祉 調整本部及び地域災害保健医療 福祉 調整本部において、市の要請等に応じて、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣して、被災者の生活環境や要配慮者の状況等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。	調整本部の改組
122	21	-	2 実施責任者等 (略) イ 主な関係機関 県（ 保健福祉部 、環境文化部）	2 実施責任者等 (略) イ 主な関係機関 県（環境文化部）	担当部局の削除
122	31	-	(1) 災害廃棄物処理計画 イ 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。	(1) 災害廃棄物処理計画 イ 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や 民間事業者 との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。	防災基本計画の修正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
123	32	-	5 その他 大規模な風水害にかかる対策は、「地震対策編」の第3章第3節第8項「災害時廃棄物等応急処理計画」に記載の各種対策に準ずる。	5 その他 大規模な風水害にかかる対策は、「地震 災害 対策編」の第3章第3節第8項「災害時廃棄物等応急処理計画」に記載の各種対策に準ずる。	表現の適正化
124	4	-	1 方針 災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給する。また、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に 応急修理し 、又は障害物を除去する 必要がある ので、その方法について定める。	1 方針 災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給する。また、 雨水の浸入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急修理を実施する。 さらに、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活に 必要な最小限度の部分の 修理、又は障害物の除去 を実施 する。	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部変更を踏まえた修正
124	14	-	(1) 応急仮設住宅の供与 イ 主な関係機関 県（ 保健福祉部 、土木部）	(1) 応急仮設住宅の供与 イ 主な関係機関 県（ 子ども・福祉部 、土木部）	組織改正
124	20	-	(2) 住宅の応急修理、障害物の除去 イ 主な関係機関 県（ 保健福祉部 、土木部）	(2) 住宅の応急修理、障害物の除去 イ 主な関係機関 県（ 子ども・福祉部 、土木部）	組織改正
125	17	-	(3) 要配慮者への配慮 （略）特に指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、 障害者 向け応急仮設住宅の建設等に努める。 （略）	(3) 要配慮者への配慮 （略）特に指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、 障がい者 向け応急仮設住宅の建設等に努める。 （略）	表現の適正化
125	31	-	5 その他 （略） 風水害の被害が大規模な場合は、「地震対策編」に記載の各種対策の実施について検討する。	5 その他 （略） 風水害の被害が大規模な場合は、「地震 災害 対策編」に記載の各種対策の実施について検討する。	表現の適正化
126	9	-	2 主な実施機関 県（総務部、教育委員会、 保健福祉部 ） （略）	2 主な実施機関 県（総務部、教育委員会、 子ども・福祉部 ） （略）	組織改正
128	24	-	(4) 社会教育施設等の保護 ア 社会教育施設等 （略）また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、 学校 施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で、使用する。	(4) 社会教育施設等の保護 ア 社会教育施設等 （略）また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、 学校 施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で、使用する。	誤字の修正
132	23	-	4 応援協力関係 県警察は、交通及び地域安全の確保等について十分な応急措置を講じることができない場合は、岡山県警備業協会に協力を要請する。（略）	4 応援協力関係 県警察は、交通及び地域安全の確保等について十分な応急措置を講じることができない場合は、 一般社団法人 岡山県警備業協会に協力を要請する。（略）	表現の適正化
135	8	-	(1) 実施責任者 電気事業者等（ 中国電力 ）	(1) 実施責任者 電気事業者等（ 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社 ）	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
135	21	-	(3) 応援協力関係 [中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社] 他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて、復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。	(3) 応援協力関係 [中国電力ネットワーク株式会社] ア 被害発生に伴い、中国エリアの供給力に不足が生じた場合は、国、電力広域的運営推進機関、他の一般送配電事業者等と連携し、供給力確保に努める。 イ 非常災害時において、他一般送配電事業者等からの応援もしくは連携を必要とする場合、災害時連携計画に則り、資機材の融通及び復旧応援を要請する。	表現の適正化
136	5	-	(2) 実施内容 ウ 情報共有 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。	(2) 実施内容 ウ 情報共有 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。	防災基本計画の修正
141	24	-	(1) 水防活動 ウ 監視及び警戒 水防管理者は、水防体制が発動されたときから管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡する。 (略)	(1) 水防活動 ウ 監視及び警戒 水防管理者は、水防体制が発動されたときから管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡する。 (略)	表現の適正化
142	7	-	カ 決壊等の通報及び決壊後の処理 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者等関係者に報知しなければならない。 (略)	カ 決壊等の通報及び決壊後の処理 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者等関係者に報告しなければならない。 (略)	表現の適正化
142	35	-	(1) 水防活動 キ 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。	(1) 水防活動 キ 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。	「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」を踏まえた修正
144	5	-	1 方針 豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行うとともに、協定相互応援協定を締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結について考慮する。	1 方針 豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行うとともに、相互応援協定を締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結について考慮する。	表現の適正化
144	10	-	2 実施責任者 (略) 県（土木部） (略)	2 実施責任者 (略) 県（危機管理課、土木部） (略)	実施責任者の追加

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
144	15	-	(1) 雪崩災害の防止活動 ア 市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、 この場合 、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。	(1) 雪崩災害の防止活動 ア 市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、 市及び県は 、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかけるとともに、 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう、適切な配慮をする。	防災基本計画の修正
145	3	-	(3) 道路交通の確保 (略) 特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。 (略)	(3) 道路交通の確保 (略) 特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。 また、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。 (略)	「降積雪期における防災態勢の強化等について」を踏まえた修正
146	26	-	(3) 救助・救急、医療及び消火活動 ウ～エ	(3) 救助・救急、医療及び消火活動 イ～ウ	表現の適正化
148	29	-	(2) 市の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市町村又は都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。	(2) 市の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市町村又は都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。	表現の適正化
149	10	-	(2) 主な関係機関 県（危機管理課、消防保安課、 保健福祉部 ） (略)	(2) 主な関係機関 県（危機管理課、消防保安課、 保健医療部 ） (略)	組織改正
151	10	-	(2) 災害派遣命令者 陸上自衛隊第13特科隊長	(2) 災害派遣命令者 陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊長	組織体制見直しに伴う修正
152	1	-	(9) 炊飯 及び給水 炊飯 及び給水を行う。	(9) 給食 及び給水 給食 及び給水を行う。	表現の適正化
152	3	-	(新設)	(10) 入浴支援 入浴施設の開設などにより、入浴支援を行う。	最近の防災に関する施策の進展を踏まえた修正
152	5	-	(10)～(12) (略)	(11)～(13) (略)	番号の繰り下げ
155	8	-	2 実施責任者 知事（危機管理課、総務部、 保健福祉部 ） (略)	2 実施責任者 知事（危機管理課、総務部、 保健医療部 ） (略)	組織改正

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
157	7	-	1 方針 (略) ボランティアの受入に際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像をを把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。 (略)	1 方針 (略) ボランティアの受入に際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。 (略)	防災基本計画の修正
157	24	-	2 実施責任者 (略) (新設)	2 実施責任者 (略) 県域の災害中間支援組織（災害支援ネットワークおかやま）	防災基本計画の修正を踏まえ災害中間支援組織の役割を明記
159	7	-	2 実施機関 県（保健福祉部） (略)	2 実施機関 県（子ども・福祉部） (略)	組織改正
160	5	-	第4編 災害復旧・復興計画 (略) また、社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。	第4編 災害復旧・復興計画 (略) また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。	表現の適正化
160	19	-	4 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。	4 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。	「復旧・復興支援技術職員派遣制度に関する要綱」を踏まえた修正
160	27	-	2 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。	2 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。	防災基本計画の修正
161	8	-	5 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努める。	5 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を推進する。	防災基本計画の修正
162	12	-	第4節 公共施設等災害復旧事業 (略) したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状にかんがみ、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。	第4節 公共施設等災害復旧事業 (略) したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由						
163	33	-	(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ク 障害者支援施設等災害復旧事業	(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ク 障がい者支援施設等災害復旧事業	表現の適正化						
164	23	-	(4) その他の財政援助措置 力 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	(4) その他の財政援助措置 力 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	表現の適正化						
165	1	表	1 個人被災者への融資等 ■ 個人被災者への融資等 <table><tr><td>災害障害見舞金の支給</td><td>市</td><td>災害により精神または身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。</td></tr></table>	災害障害見舞金の支給	市	災害により精神または身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。	1 個人被災者への融資等 ■ 個人被災者への融資等 <table><tr><td>災害障害見舞金の支給</td><td>市</td><td>災害により精神または身体に重度の障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。</td></tr></table>	災害障害見舞金の支給	市	災害により精神または身体に重度の障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。	表現の適正化
災害障害見舞金の支給	市	災害により精神または身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。									
災害障害見舞金の支給	市	災害により精神または身体に重度の障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。									
1	18	-	(2) 業務 風水害等対策編に定める部・課が担当する事務分掌に基づき、水防活動を実施する。久世地域における振興局業務は建設課で行う。	(2) 業務 風水害等対策編に定める部・課が担当する事務分掌に基づき、水防活動を実施する。久世地域における振興局業務は建設課（久世振興局 P T）で行う。	表現の適正化						
2	16	-	4 班員 危機管理課、建設課、振興局の防災関係課の職員は、気象注意報・警報に注意するとともに、事態が急迫していると認めるときは、配備基準に基づき、直ちに所定の任務につかなければならない。	4 班員 危機管理課、建設課、振興局等の防災関係課の職員は、気象注意報・警報に注意するとともに、事態が急迫していると認めるときは、配備基準に基づき、直ちに所定の任務につかなければならない。	表現の適正化						
3	11	-	1 情報の収集 危機管理課は、岡山地方気象台、美作県民局等と密接な連絡を取り、雨量観測所については、【資料7-3】、水位観測所については、【資料7-4】のデータ、ダム放流量等の状況把握に努めるとともに、振興局に情報の伝達を行う。	1 情報の収集 危機管理課は、岡山地方気象台、美作県民局等と密接な連絡を取り、雨量観測所については、【資料7-3】、水位観測所については、【資料7-4】のデータ、ダム放流量等の状況把握に努めるとともに、振興局等に情報の伝達を行う。	表現の適正化						
3	13	-	2 報告 建設課及び各振興局は、所管する河川、ため池等の状況を把握し、水位の変動、堤防、護岸等の異常について水防管理者に報告する。（略）	2 報告 建設課及び各振興局等は、所管する河川、ため池等の状況を把握し、水位の変動、堤防、護岸等の異常について水防管理者に報告する。（略）	表現の適正化						
3	23	-	1 出動準備 出動の準備は、風水害等対策編第3編災害応急対策計画 第11章水防の内容を準用する。	1 出動準備 出動の準備は、風水害等対策編第3編災害応急対策計画 第10章水防の内容を準用する。	表現の適正化						
3	25	-	2 出動 出動は、風水害等対策編第3編災害応急対策計画 第11章水防の内容を準用する。	2 出動 出動は、風水害等対策編第3編災害応急対策計画 第10章水防の内容を準用する。	表現の適正化						
4	23	-	4 他の管理団体から応援の要請 水防本部長は、他の水防管理団体から応援の要請があったときは、現地の水防活動に支障のない範囲で、現地班長を通じ消防団員及び資材等の援助をおこなうものとする。	4 他の管理団体から応援の要請 水防本部長は、他の水防管理団体から応援の要請があったときは、現地の水防活動に支障のない範囲で、現地班長を通じ消防団員及び資材等の援助を行うものとする。	表現の適正化						
4	35	-	第7節 避難の指示 避難の指示については、風水害等対策編第3編災害応急対策計画 第4章り災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置の内容を準用する。	第7節 避難の指示 避難の指示については、風水害等対策編第3編災害応急対策計画第4章り災者の救助保護第2節避難指示及び避難所の設置の内容を準用する。	表現の適正化						

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
6	1	-	(新設)	第5章 水門及び樋門等の操作 第1節 安全確保 水門、樋門、陸閘及びため池の管理者（操作担当者を含む。）は、門扉等の開閉操作にあたり、ライフジャケット等の着用や、通信機器、ラジオ等の携行により最新の気象情報が入手可能な状態で行うなど、自身の安全を確保した上で作業しなければならない。安全が確保できないと判断した場合は、操作を行わず避難するものとする。 第2節 操作 水門、樋門、陸閘及びため池の管理者（操作担当者を含む。）は、洪水に関する気象情報等の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うものとする。 河川管理施設である陸閘の管理に関しては、岡山県から真庭市に委託されており、その一覧は資料5-10に示すとおりである。また、真庭市は陸閘の管理を、陸閘の存在する各方面隊長に再委託するものとする。	県計画に準じ活動実態を反映
7	1	-	第5章	第6章	番号の繰り下げ
7	19	図	2 身分証票 裏 心 得 1 本証は、水防法第49条による立入証である。 2 本証の身分に変更があったときは、すみやかに訂正を受けること。 3 記名以外のものの使用を禁ず。 4 本証の身分を失ったときはすみやかに返印還すること。	2 身分証票 裏 心 得 1 本証は、水防法第49条による立入証である。 2 本証の身分に変更があったときは、すみやかに訂正を受けること。 3 記名以外のものの使用を禁ず。 4 本証の身分を失ったときはすみやかに返還すること。	表現の適正化
7	1	-	第6章～第8章	第7章～第9章	番号の繰り下げ
8	7	-	4 水防信号 水防法第20条の規定による水防信号は、岡山県水防計画で次のとおり定められており、【資料5-10】に示すとおりとする。	4 水防信号 水防法第20条の規定による水防信号は、岡山県水防計画で次のとおり定められており、【資料5-11】に示すとおりとする。	資料番号の変更